吉川市産業振興計画



令和４年３月改定

吉川市
Yoshikawa City

—目次—

第１章　計画の目的と位置づけ 1

１．計画の目的 2

２．計画の位置づけ 2

第２章　計画の構成と期間 3

１．計画の構成 4

２．計画の期間 4

第３章　産業振興の理念 5

１．理念 6

２．農業・商業・工業の一体化 6

３．関係者の役割 6

４．目指すまちの姿 7

第４章　計画の体系と施策内容 9

１．計画の体系 10

２．施策内容 12

資料編 19

１．吉川市の現状 20

２．社会動向 30

３．改定資料 32

第１章　• 計画の目的と位置づけ

１．目的

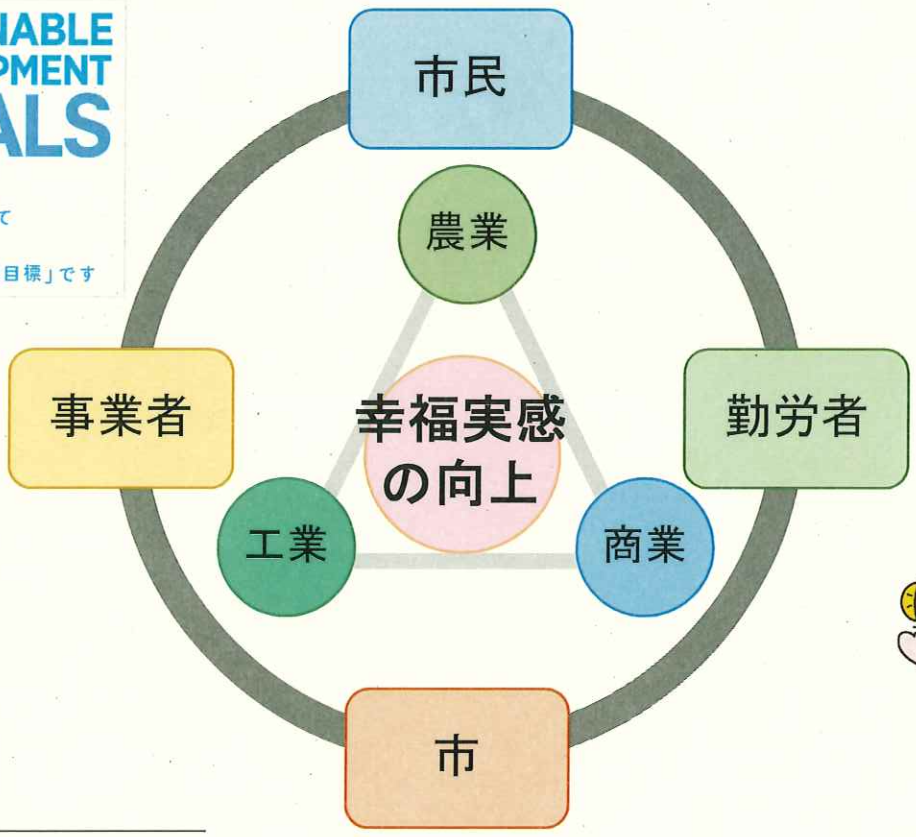
平成 30 年 4 月 1 日施行の「吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例」（以下、条例という。）において、産業振興の理念として、「事業者、勤労者、市民及び市の協働に基づいた産業振興施策により、市の発展を図るとともに、市民が幸福実感を得られるまちづくりを推進する」と定めています。本計画は、市の産業振興の基本的方向と具体的な取組みを明示し、様々な関係者との連携の中で、産業振興施策を推進することを目的とします。

２．位置づけ

本計画は、まちづくりの最上位計画である吉川市総合振興計画に基づく、産業振興によるまちづくりを示す計画です。本計画における産業振興に関する施策の範囲としては、市内の農業者、商業者、工業者、勤労者、市民を対象とする取組みのほか、間接的に産業の振興に繋がるもの（例：駅前再整備、道路整備など）についても、既存の計画・方針等との整合性を保ちながら、産業振興の施策の範囲内として取り扱います。

また、産業振興を通じたまちづくりの推進により、国際目標である SDGs（持続可能な開発目標）[1]の達成に向け、経済・社会・環境に関わる諸課題の解決を意識して総合的に取り組むこととし、各施策には、主に関連する SDGs の目標を示しています。





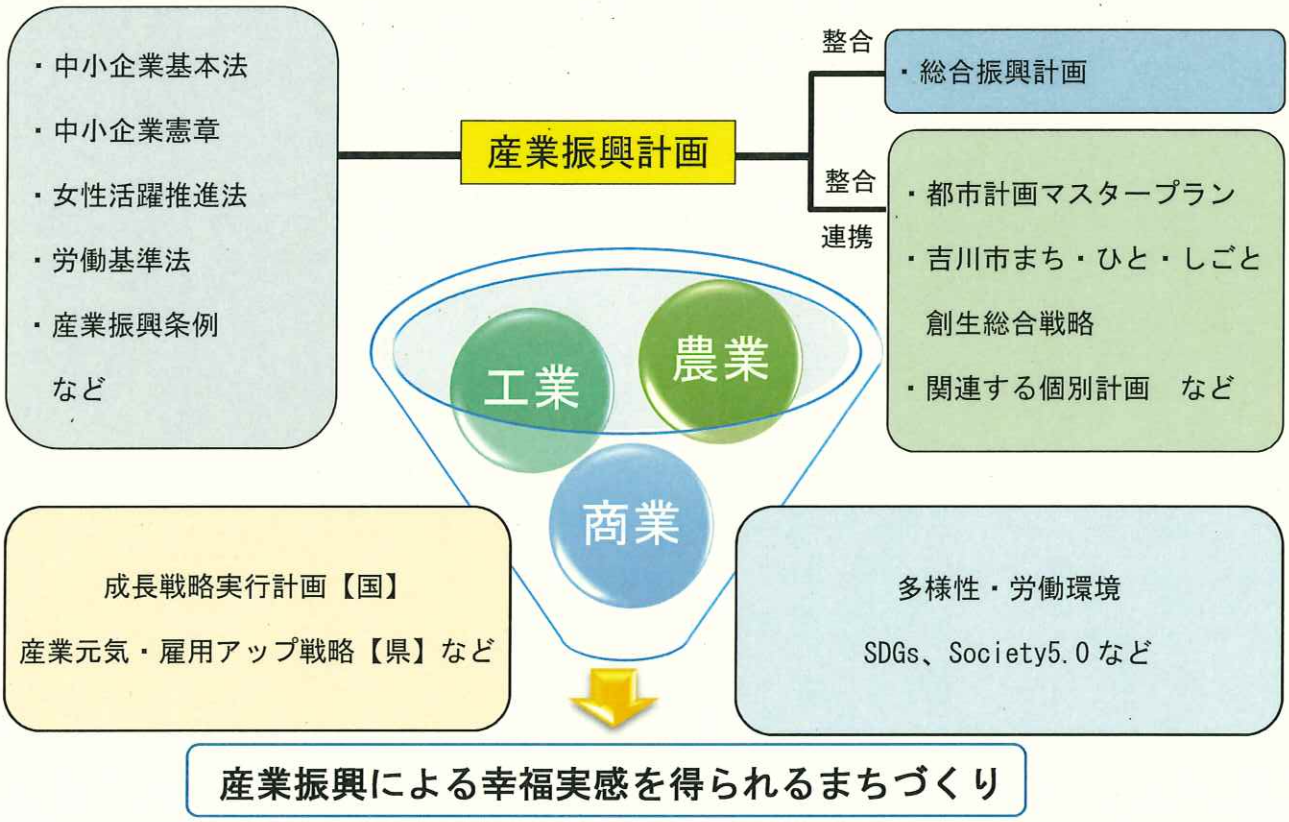


[1] SDGs（持続可能な開発目標）： 2030 年までに持続可能で、より良い世界を目指す 17 の国際目標のこと。達成には、経済・社会・環境に関わる諸課題の解決に総合的に取り組むことが求められている。

第２章　• 計画の構成と期間

１．計画の構成

本計画は、国、県の産業振興に関する計画や方針等を踏まえるとともに、市の様々な分野の施策との関わりの中で、総合的に推進することで実効性を高めることから、関連する他の個別計画との整合性を図ります。



2. 計画の期間

本計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

なお、社会経済構造の転換や経済状況等の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

【上位計画との期間対比】

	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8
総合振興計画	第５次総合振興計画				第６次総合振興計画				
総合戦略	総合戦略		延長		第２期総合戦略				
都市計画マスタープラン	都市計画マスタープラン				都市計画マスタープラン				
産業振興計画		産業振興計画			産業振興計画				

第３章　• 産業振興の理念

１．理念

産業の発展は、まちの発展に深く関わり、その目的は生活を豊かにするとともに、「まちの幸せ」につながるものです。そのため、産業振興を通し、事業者、勤労者、市民及び市の「協働」によってまちづくりを推進することを基本理念に定め、市内で働く人、市内に住む人の幸福実感を追求することを目指します。

２．農業・商業・工業の包括的な振興

市の面積のおよそ４割を田畑が占める吉川市にとって、農業の振興はとても重要です。農業、商業、工業を同じ枠組みの中で捉え、一体的に産業振興を図ります。



３．関係者の役割

計画の推進にあたっては、事業者、勤労者、市民及び市の協働による事業展開を図るため、それぞれの役割を下記のように設定します。

事業者

- 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、雇用環境の充実及び円滑な事業承継を図ります。
- 勤労者の生活を保障し、自主的な事業活動の維持及び発展に努めます。
- 地域社会を構成する一員として、豊かな地域社会の実現に努めます。

勤労者

- 勤労者は、自身の知識や技能が市内産業を支えていると自覚し、勤労や消費行動を通して、市内産業振興への協力に努めます。
- まちづくりを担う一員として積極的に地域活動への参加に努めます。

市民

- 市民は、市の歴史、文化及び産業について理解を深め、主体的にまちづくりに参加します。
- 市内産業の魅力を全国に発信し、産業振興への協力に努めます。

市

- 市は、産業振興に関する情報の収集と提供に努めます。
- 事業者・勤労者・市民と産業振興について意見交換ができる場を設け、産業振興に関わる計画を定め、財政上の措置を講じます。

4．目指すまちの姿

産業振興を通した目指すまちの姿を次のとおり設定します。

(1) 働きやすく、働きがいのあるまち

- 市内で働ける環境を整えることで、職場と家庭の距離が縮まり、家族との時間や地元で活動する時間が増え「まちづくり」の大きな力を生み出します。

(2) 新たな挑戦を推進するまち

- 新たな挑戦を推進し、起業・創業が盛んなまちを目指し、女性・高齢者・障がい者・外国人・LGBTQなど、誰もが活躍できる場が増えていくことで、「まちの発展」につなげます。

(3) 産業界と行政が連携するまち

- 産業界と行政の連携を深め、企業の人材確保や、まちの災害対策を強化します。

(4) 市内事業者間の連携が盛んなまち

- 市内事業者同士が連携を深め、新商品開発や販路拡大を共同で行い、市内経済の大きな発展を目指します。

(5) 地産地消と地域ブランドを推進するまち

- 地元で作られた安心・安全な商品や農産物を吉川市に訪れた人へのおもてなしにも活かせるように充実させます。

(6) 産業と教育が連携するまち

- 産業界と連携し、将来の吉川を担う子どもたちに「ものづくり」の素晴らしさを伝えて、人材育成や「まちの歴史や文化」の理解につなげます。

第４章　• 計画の体系と施策内容

１．計画の体系

産業振興による幸福実感を得られるまちづくりを基本理念とし、６つの目指すべきまちの姿のもと、本計画の施策体系を以下のとおり設定します。

基本理念	目指すまちの姿
産業振興による幸福実感を得られるまちづくり	➢ 働きやすく、働きがいのあるまち
	➢ 新たな挑戦を推進するまち
	➢ 産業界と行政が連携するまち
	➢ 市内事業者間の連携が盛んなまち
	➢ 地産地消と地域ブランドを推進するまち
	➢ 産業と教育が連携するまち

基本的方針	施策
（１）産業基盤・産業振興拠点の整備	①　工業団地の整備 ②　道路の利便性の向上 ③　農業生産基盤等の整備の推進
（２）挑戦の推進	①　起業・創業支援 ②　多様な人材の活躍の場の創造 ③　事業者連携の推進 ④　先端技術の導入に係る相談支援
（３）円滑な事業承継の推進	①　後継者育成の推進 ②　事業売却、合併等による事業承継の促進
（４）経営基盤の強化	①　事業者情報発信、事業者間交流の推進 ②　融資制度による支援 ③　国内外の展示会等への出展推進 ④　経営改善の支援
（５）雇用/就労の支援とワーク・ライフ・バランスの推進	①　多様な働き手の活躍の推進 ②　人材マッチングの推進 ③　ワーク・ライフ・バランスの推進 ④　労働環境の充実
（６）職住近接の推進	①　職住近接による多様で柔軟な働き方の推進
（７）産業経済団体との連携強化	①　産業経済団体との連携事業の強化
（８）地域ブランドの推進	①　地域ブランドを用いた活性化 ②　市内外への効果的な販売促進
（９）観光基盤整備による経済の活性化	①　市と市内事業者との協働イベントの推進 ②　市内観光資源の充実
(10) 危機管理の強化	①　災害時の相互協力の推進 ②　防災・減災に対する意識の高揚 ③　未曽有の事態に対する強くしなやかな対応
(11) 環境負荷を低減するエネルギーの活用	①　持続可能なエネルギーの活用促進
(12) 産業を通した教育の推進	①　産業への理解の機会創出 ②　将来の産業を担う人材の育成 ③　教育機会の提供
(13) 市民への情報提供の推進	①　情報交換の機会創出 ②　市民参加型のイベント開催の推進
(14) 産業を通したシティプロモーションの推進	①　産業を通した持続可能なまちづくりの推進 ②　市の産業の歴史、文化の理解推進

２．施策内容

(1) 産業基盤・産業振興拠点の整備



①工業団地の整備

既存の工業団地については、生産、就業環境の維持向上を図ります。また、市内への企業の立地需要と市内企業の事業拡張などに対応するため、国や県との調整を行い、計画的に工業団地の整備又は拡張を図ります。

②道路の利便性の向上

産業活動の基盤となる道路については、広域的な道路交通を担う東埼玉道路と常磐自動車道の三郷料金所スマートインターチェンジのフルインター化の整備促進を図ります。また、周辺都市への連絡を担う浦和野田線や三郷流山線などの都市計画道路の整備促進を図ります。

③農業生産基盤等の整備の推進

農地の保全管理や、農業生産の効率化を図るため、農地の集積・集約化を促進するとともに、農業生産基盤や農業パーク等産業振興拠点の整備を推進します。

(2) 挑戦の推進



①起業・創業支援

新たに起業・創業する事業者を支援するとともに、様々なステークホルダー[2]と連携した経営相談等により、起業・創業を推進する環境の充実を図ります。

②多様な人材の活躍の場の創造

女性、高齢者、障がい者、外国人、LGBTQ[3]など多様な人材の活躍につながる雇用のマッチングや事業の立ち上げなど、起業・創業に向けた取組みを支援します。

[2] ステークホルダー：企業や行政が行う活動により影響を受ける利害関係者のこと。
[3] LGBTQ：性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られた性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称の一つ。

③事業者連携の推進

市内事業者の連携による新商品開発等の挑戦を推進します。特に、農商工業者の連携を強化し、６次産業化[4]の商品開発に資する支援制度等の整備を図ります。また、福祉分野をはじめとする異業種との連携による様々な事業展開を推進します。

④先端技術の導入に係る相談支援

先端産業支援センター埼玉[5]と連携し、Society5.0[6]の実現に向けた、AI[7]、IoT[8]などの先端技術を活用した設備の導入を促進し、地域産業の高度化に向けた取組みを促進します。

(3) 円滑な事業承継の推進



①後継者育成の推進

経営者の交代を計画的に行い、円滑な事業承継を行えるよう、商業団体や金融機関等と連携し、事業承継セミナーなどを開催し後継者育成を推進します。

②事業売却、合併等による事業承継の促進

市内事業者が有する人材や設備は、産業全体の発展に必要不可欠です。経営者交代における諸課題に対し、様々なステークホルダーとの連携や新たな手法の活用など、経営の刷新が図れるよう支援します。

(4) 経営基盤の強化



①事業者情報発信、事業者間交流の推進

市内事業者の優れた技術や製品に関する情報発信と、事業者同士が交流できる機会を創出し、新たなビジネスや製品を生み出すきっかけづくりを推進します。また、市民へ事業内容を広く周知し、産業に対する理解を得られるよう努めます。

[4] **６次産業化**：１次産業（農林漁業）、２次産業（製造業）、３次産業（小売業）等を掛け合わせ、新たな付加価値を生み出すこと。
[5] **先端産業支援センター埼玉**：埼玉県が設立した先端分野に取り組む企業を支援するための相談窓口。
[6] Society5.0：新たな技術を用いて、経済発展と社会的課題の解決を両立する未来社会の姿。
[7] AI：人工知能、人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて再現したもの。
[8] IoT:Internet of Things の略語でデジタル情報家電などを用いてインターネット経由で通信すること。

②融資制度による支援

事業者の経営安定を図るため、事業者向けの融資制度による継続的な支援に努めます。また、国・県をはじめとする関係団体の情報収集と提供に努め、適切な融資制度を案内できる体制を整備します。

③国内外の展示会等への出展推進

国内・海外の展示会や商談会への事業者の出展を推進し、販路拡大の推進、市場や顧客ニーズの把握、新技術や新製品の開発に意欲的な事業者を支援します。

④経営改善の支援

経営革新計画[9]承認取得支援、経営セミナー、認定農業者等に情報を提供し、経営改善を促進します。

(5) 雇用/就労の支援とワーク・ライフ・バランス[10]の推進



①多様な働き手の活躍の推進

女性、高齢者、障がい者、外国人、LGBTQ など誰もが働く意欲や希望に応じて活躍できる環境を整え、国、県と連携して、就労するきっかけづくりや働きやすい職場づくりを推進します。

②人材マッチングの推進

就労年齢を問わず誰もが気軽に参加できる就職相談や各種セミナー等を実施し、就労を支援する相談機関との連携を図ります。また、市内事業者と求職者のマッチングを図るためハローワークと連携し、就職面接会などを開催します。

[9] 経営革新計画：中小企業が、新事業活動に取り組み、経営の向上を目指す中期的な経営計画書。
[10] ワーク・ライフ・バランス：仕事とプライベートの双方を充実させる働き方。

③ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て、介護、地域活動、趣味等の時間と仕事の両立を目指し、「多様な働き方実践企業[11]」認定制度等の普及支援や事業者及び勤労者の意識の啓発等を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

④労働環境の充実

勤労者の労働意欲の向上を図るため、優良勤労者等の表彰を行います。また、事業所における福利厚生事業、労使間の労働条件や労務管理の改善等の解決を支援する相談窓口の情報提供に努めます。

(6) 職住近接の推進



①職住近接による多様で柔軟な働き方の推進

市内経済活動の活性化と地域の活力向上を目指し、職住近接による多様で柔軟な働き方を推進します。

(7) 産業経済団体との連携強化



①産業経済団体との連携事業の強化

市内産業の発展及び活性化を促進するため、産業経済団体の活動を支援するとともに、農商工の連携を強化し、産業振興を図ります。

[11] **多様な働き方実践企業**：テレワークや時短勤務など、多様な働き方を実践している企業のこと。

(8) 地域ブランドの推進



①地域ブランドを用いた活性化

市の地域ブランドとして、「吉川大吉ブランド[12]」、「一店逸品[13]」や「なまずグルメ[14]」等を推進し、地域資源を活用した新商品の開発等を推進し、付加価値の向上、PR、販路の拡大を支援します。

②市内外への効果的な販売促進

消費者の利便性向上と地産地消の理解の浸透、生産者の販路拡大、地域ブランド PR のため、ラッピーランド[15]や市内外のコンビニと連携した販路拡大、農産物直売所の充実に努めます。

(9) 観光基盤整備による経済の活性化



①市と市内事業者との協働イベントの推進

市と事業者の協働イベントにより市の PR を推進します。イベントを通して事業者同士の連携を深めるとともに、イベントを観光資源として活かし、産業の振興を図ります。

②市内観光資源の充実

観光スポットの形成や観光資源のネットワーク化を図るとともに、観光マップの作成や観光情報の発信に努め、農商工の地域産業と観光の連携等、新たな観光資源の開発を促進します。

(10) 危機管理の強化



①災害時の相互協力の推進

災害時における市と事業者の協力体制の強化を図り、災害に強いまちづくりと地域産業の活性化が両立する関係を目指します。

[12] 大吉ブランド：「手土産にしたくなる吉川の逸品」をコンセプトに市が認定した特産品。
[13] 一店逸品：市内店舗の優れた逸品を消費者に向けて情報発信する事業。
[14] なまずグルメ：素材になまずを使用した料理や飲料など。
[15] ラッピーランド：吉川駅北口にある「なまずの里よしかわ」の特産品販売所。観光案内所。

②防災・減災に対する意識の高揚

市と事業者の連携の強化を図り、災害時に必要となる備蓄物資や資機材の充実を図ります。また、事業者の防災・減災に対する意識の向上を図るほか、災害に備え、業務継続計画（BCP）[16]や事業継続力強化計画[17]の策定を促進します。

③未曽有の事態に対する強くしなやかな対応

未曽有の災害に対し、最悪の事態を想定して備えるとともに、災害等の発生時には、市と事業者が連携して、可能な限り被害を最小化して迅速な回復に努めます。

(11) 環境負荷を低減するエネルギーの活用



①持続可能なエネルギーの活用促進

吉川市エネルギービジョンに基づき、市と事業者が連携し持続可能な社会を支える再生可能エネルギーの可能性を模索します。また、今後の新たな技術革新なども踏まえながら、情報の共有に努めます。

(12) 産業を通した教育の推進



①産業への理解の機会創出

社会科見学、職場体験学習やものづくり体験等を通じて、児童生徒の地域産業への理解、勤労観や職業観を育む教育を推進し、産業を通したまちづくりを育む機会を創出します。

②将来の産業を担う人材の育成

ICT[18]などを活用し協働的、主体的、対話的で一人ひとりに応じた学びの実践により、非認知能力[19]や自己肯定感の向上を図り、将来の産業を担う人材を育成します。

③教育機会の提供

市と市内事業者が協働で子どもや若者への教育機会の提供を推進します。

16 **業務継続計画（BCP）**：災害が発生した際に、損害を最小限に抑え事業の継続や復旧を図るための計画。
17 **事業継続力強化計画**：自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策を行うための計画のこと。
18 **ICT**：情報通信技術の略で、インターネットなどの通信技術を利用したサービスの総称。
19 **非認知能力**：社会性、協調性やコミュニケーション能力のこと。

(13) 市民への情報提供の推進



①情報交換の機会創出

市からの積極的な情報発信により、市民の産業振興基本条例や産業に対する理解を促進し、市民生活の質の向上と地域産業の活性化が両立する関係を目指します。

②市民参加型のイベント開催の推進

市と市内事業者の協働イベント等を通して、生産者と消費者の連携を深め、市民の産業に対する理解や市内での消費を推進します。

(14) 産業を通したシティプロモーション[20]の推進



①産業を通した持続可能なまちづくりの推進

市の歴史・文化に根差した新商品の開発や販路拡大を促進するとともに、吉川市シティプロモーション戦略プランに基づき、様々な関係者と連携して、市内外に「吉川らしさ」を発信し、産業を通したシティプロモーションを推進します。

②市の産業の歴史、文化の理解推進

市内産業の歴史及び現在の産業の姿について理解を深め、市民の郷土愛を醸成するとともに、「住み続けたい」、「住んでみたい」と思うまちを創るため、まちの魅力・情報を積極的に発信します。

[20] シティプロモーション：地域の魅力を内外に発信し、地域の活性化に繋がるすべての活動のこと。

資料編

吉川市の現状

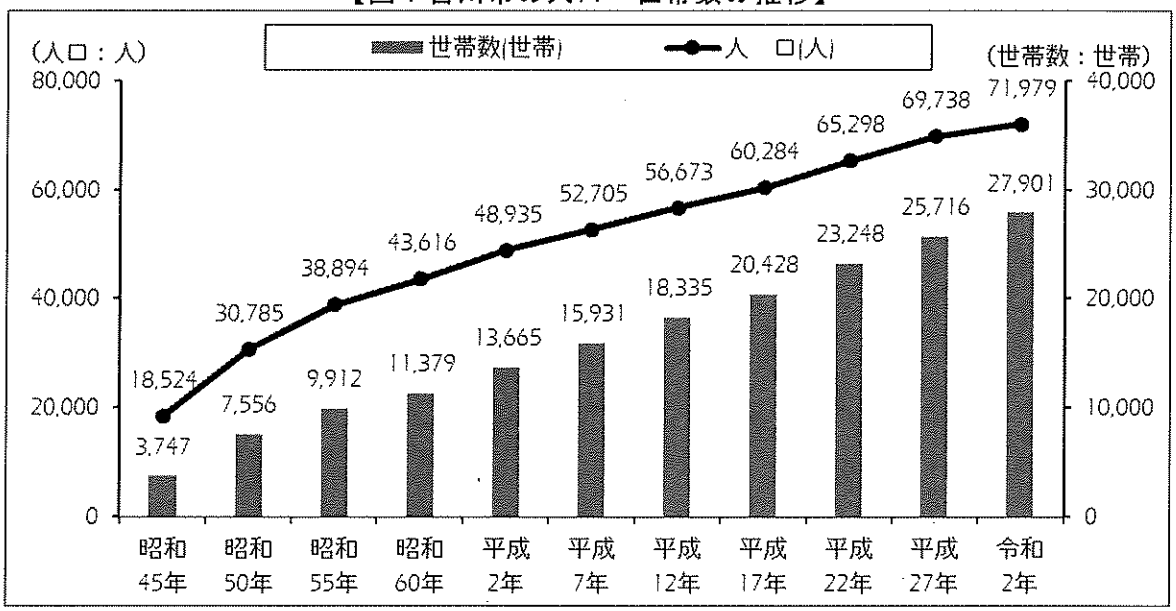
1．人口動態

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による人口・世帯数の推移をみると、JR 武蔵野線の開通や吉川団地の整備等により、昭和 45 年から昭和 50 年にかけて大幅に人口・世帯数が増加しました。昭和 50 年以降も計画的な土地区画整理事業などにより、人口・世帯数の増加傾向は続き、令和 2 年国勢調査によると、人口は 71,979 人、世帯数は 27,901 世帯となっています。

世帯人員については、核家族化の進展により減少傾向で推移しており、平成 17 年以降は 3 人を下回り、令和 2 年度の世帯人員は 2.58 人となっています。

【図：吉川市の人口・世帯数の推移】



資料：国勢調査

(2) 人口動態の推移

平成 22 年度から令和元年度までの人口動態の推移をみると、全体としては増加傾向で推移しています。

自然動態については、増加傾向で推移してきましたが、令和元年度は減少に転じ、少子・高齢化の進行が顕著になっています。

社会動態については、転入は概ね 3,200 人/年程度、転出は 2,600 人/年程度で推移しています。平成 26 年度に 1,200 人を超える社会増となった後、減少傾向となりますが、令和２年度は増加に転じています。

【表：人口動態の推移】

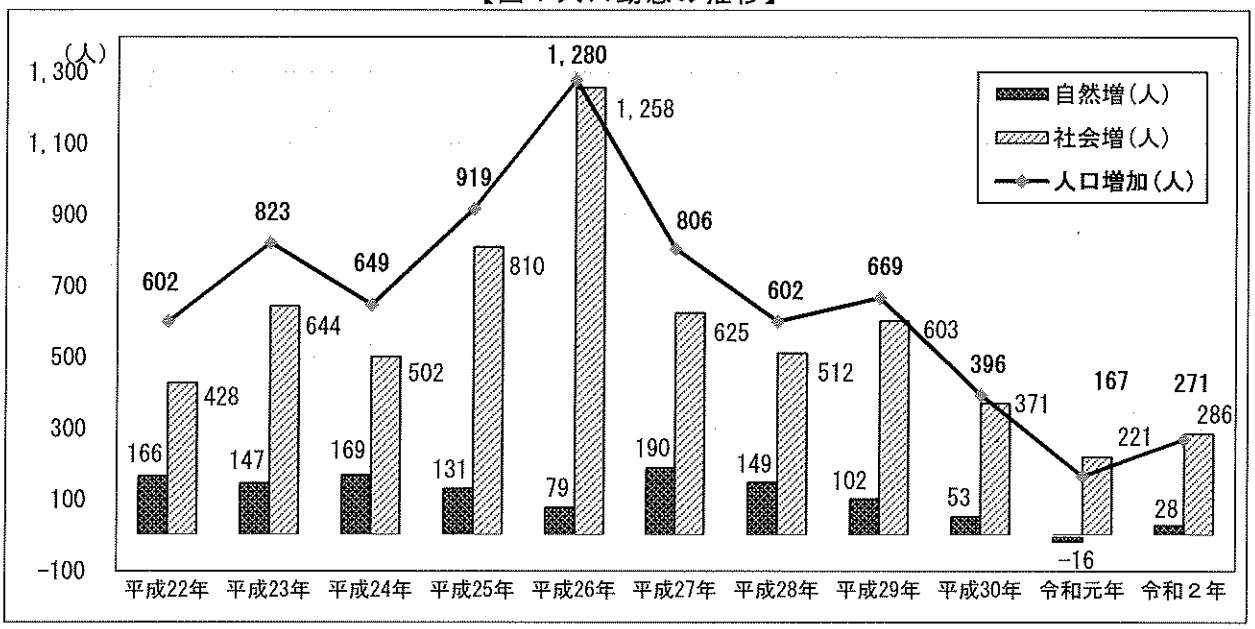
単位：人

項目 / 年度	人口動態	自然動態			社会動態			その他	
		自然増	出生	死亡	社会増	転入	転出	増加	減少
平成22年	602	166	612	446	428	2,937	2,509	43	35
平成23年	823	147	560	413	644	3,175	2,531	48	16
平成24年	649	169	597	428	502	3,108	2,606	69	91
平成25年	919	131	628	497	810	3,318	2,508	52	74
平成26年	1,280	79	611	532	1,258	3,897	2,639	44	101
平成27年	806	190	648	458	625	3,233	2,608	58	67
平成28年	602	149	644	495	512	3,162	2,650	51	110
平成29年	669	102	640	538	603	3,291	2,688	82	118
平成30年	396	53	624	571	371	3,033	2,662	77	105
令和元年	167	-16	572	588	221	3,159	2,938	56	94
令和２年	271	28	598	570	286	2,920	2,634	65	108

注）「その他」は、帰化、転出取消、住所設定等による増加人口、国籍喪失、職権消除等による減少人口

資料：市 市民課（各年度３月 31 日現在）

【図：人口動態の推移】



(3) 年齢別人口割合の推移

平成 2 年から 30 年間の年齢別人口割合の推移を見ると、年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向を示しています。

令和 2 年には、年少人口が 14.4%と過去最も低く、老年人口が 23.6%と過去最も高い比率となっており、少子高齢化が進行していますが、埼玉県の人口構成割合と比較すると、吉川市の年少人口は、埼玉県より高く、老年人口は、埼玉県より低い数値となっています。

【表：年齢別人口割合の推移】

単位：人

	吉川市							埼玉県
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年
年少人口	10,282	9,041	9,120	9,605	10,524	10,721	10,547	900,976
(0～14歳)	21.0%	17.2%	16.1%	16.0%	16.1%	15.4%	14.4%	12.2%
生産年齢人口	35,187	39,267	41,952	42,310	43,450	43,839	45,385	4,553,252
(15～64歳)	72.0%	74.6%	74.0%	70.5%	66.6%	62.9%	62.0%	61.6%
老年人口	3,380	4,318	5,601	8,116	11,299	15,097	17,294	1,935,733
(65歳以上)	6.9%	8.2%	9.9%	13.5%	17.3%	21.7%	23.6%	26.2%
合　　計	48,849	52,626	56,673	60,031	65,273	69,657	73,226	7,389,961

注）年齢不詳除く

資料：平成 2 年～平成 27 年は国勢調査、令和 2 年は 10 月 1 日現在の住民基本台帳
埼玉県の令和 2 年は 1 月 1 日現在の住民基本台帳

(4) 通勤・通学流動

平成 27 年の国勢調査から通勤・通学者の流入・流出人口の状況をみると、流入人口 10,336 人（通勤：9,983 人、通学：353 人）に対し、流出人口は 24,548 人（通勤：21,777 人、通学：2,771 人）であり、約 2.4 倍の流出超過となっています。

吉川市からの通勤者の流出先は埼玉県内と東京都が多く、流出先全体の 8 割以上を占めています。県内では三郷市（3,095 人）、越谷市（3,013 人）が圧倒的に多く、さいたま市（1,156 人）、草加市（1,068 人）が続いています。東京都では千代田区（848 人）、中央区（692 人）、港区（674 人）、足立区（651 人）などに多く流出しています。吉川市への通勤者の流入状況は、越谷市（2,026 人）、三郷市（1,490 人）、松伏町（1,150 人）からの流入が圧倒的に多くなっています。

【表：通勤・通学者の流入・流出状況】

単位：人

市町村		流入人口（市外から吉川市へ）			流出人口（吉川市から市外へ）		
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者
県内	総数	7,774	7,436	338	13,217	11,526	1,691
	越谷市	2,103	2,026	77	3,352	3,013	339
	三郷市	1,539	1,490	49	3,341	3,095	246
	松伏町	1,171	1,150	21	539	487	52
	草加市	519	461	58	1,277	1,068	209
	春日部市	693	685	8	440	346	94
	さいたま市	441	420	21	1,543	1,156	387
	川口市	417	346	71	651	580	71
	八潮市	255	238	17	914	891	23
	その他	636	620	16	1,160	890	270
千葉県	総数	1,632	1,623	9	2,376	2,085	291
	野田市	702	697	5	426	409	17
	松戸市	232	229	3	455	382	73
	流山市	237	237	0	234	218	16
	柏市	174	174	0	352	296	56
	その他	287	286	1	909	780	129
東京都	総数	643	640	3	7,838	7,143	695
	千代田区	－	－	－	910	848	62
	中央区	－	－	－	696	692	4
	港区	－	－	－	693	674	19
	新宿区	－	－	－	548	474	74
	足立区	163	161	2	671	651	20
	葛飾区	107	107	0	301	285	16
	その他	373	372	1	4,019	3,519	500
その他		287	284	3	641	580	61
合計		10,336	9,983	353	24,548	21,777	2,771

注）流入人口の東京都千代田区、中央区、港区、新宿区は数値不明のためその他に含まれる。
流入人口の合計には不詳も含む。

資料：平成 27 年国勢調査

２．産業別就業人口の推移

産業別就業人口の推移をみると、第一次産業及び第二次産業ともに減少傾向にあり、第三次産業については増加傾向になっています。

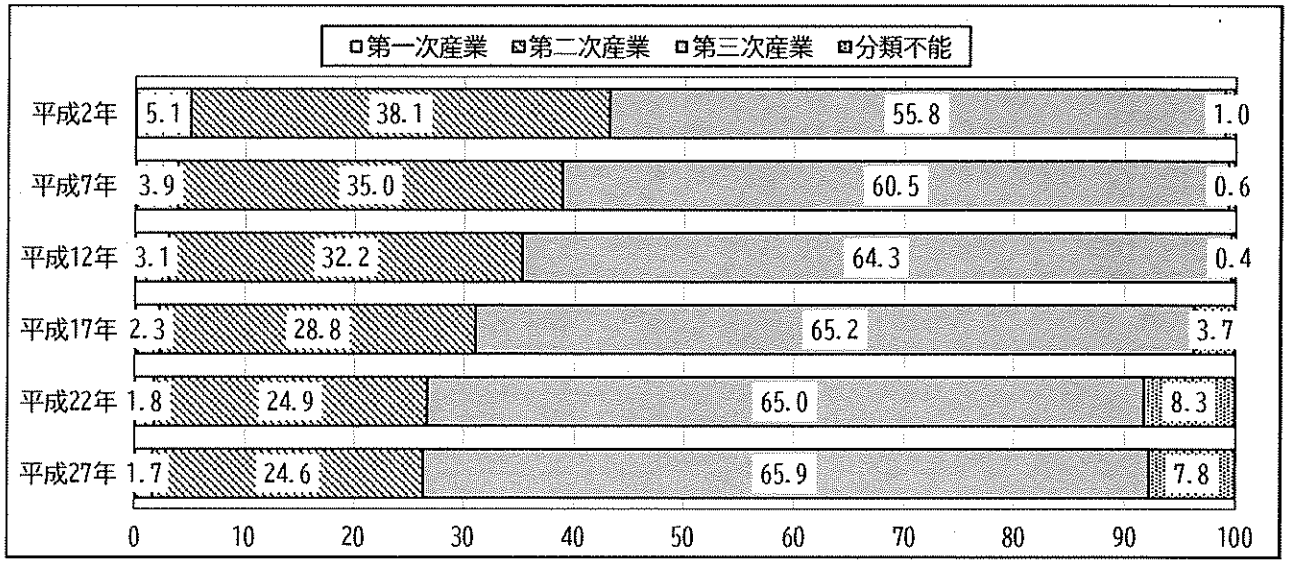
平成 27 年国勢調査における産業別就業人口は、第一次産業が 584 人（1.7%）、第二次産業が 8,666 人（24.6%）、第三次産業は 23,183 人（65.9%）であり、第一次産業及び第二次産業の割合は、埼玉県の割合と（第一次 1.7%、第二次 24.9%）とほぼ同様の比率となっています。

【表：産業別就業人口の推移】

区分	第一次産業			第二次産業			第三次産業			吉川市
	吉川市		埼玉県	吉川市		埼玉県	吉川市		埼玉県	
年次	就業人口（人）	割合（%）	割合（%）	就業人口（人）	割合（%）	割合（%）	就業人口（人）	割合（%）	割合（%）	合計（人）
平成2年	1,262	5.1	3.5	9,403	38.1	36.5	13,795	55.8	59.3	24,701
平成7年	1,093	3.9	2.8	9,945	35.0	33.6	17,183	60.5	62.6	28,381
平成12年	941	3.1	2.4	9,707	32.2	30.6	19,409	64.3	65.3	30,184
平成17年	731	2.3	2.2	9,099	28.8	26.8	20,550	65.2	68.4	31,540
平成22年	582	1.8	1.7	8,168	24.9	23.5	21,355	65.0	67.6	32,835
平成27年	584	1.7	1.7	8,666	24.6	24.9	23,183	65.9	73.4	35,201

資料：各年国勢調査（合計には分類不能も含まれる）

【図：産業別就業人口の推移】



(1) 農業

吉川市の農業は、江戸時代の新田開発により、早稲米の産地として発展し、市の基幹産業として歴史を支えてきました。しかし、近年、都市化の進展や産業構造の変化、農産物の輸入自由化にともなう価格の低迷、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題など農業を取り巻く厳しい環境から、農家数や耕作面積の減少が続いています。

農家数の推移をみると、農家戸数、販売農家数ともに減少傾向にあります。経営耕地面積規模別農家数の推移をみると、販売農家が減少しているなか、3.0ha 以上の農家は増加しており、農地の集積化が進んでいます。

【表：農家数の推移】

単位：件

	農家戸数	販売農家数
平成17年	971	759
平成22年	902	679
平成27年	789	554
令和２年	595	405

資料：農林業センサス（各年２月１日現在）

【表：経営耕地面積規模別農家数の推移】

単位：件

年次	計	例外規定	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～4.0ha	4.0～5.0ha	5.0ha以上
平成12年	888	2	151	328	209	113	73	8	2	2
平成17年	759	3	126	280	174	92	71	4	6	3
平成22年	679	3	93	231	175	76	81	12	0	8
平成27年	554	2	59	193	140	79	54	19	0	8
令和２年	411	4	48	138	80	67	49	13		12

資料：農林業センサス（各年２月１日現在）

(2) 工業

吉川市の工業は、従業員数が 29 人以下の事業所が多くを占めており、事業所数は、直近の 10 年間では、ほぼ横ばいとなっています。また、従業員数及び製造品出荷額は、概ね増加傾向となっています。

令和元年の業種別製造品出荷額をみると、食料品製造業、金属製品製造業が主たる業種となっています。

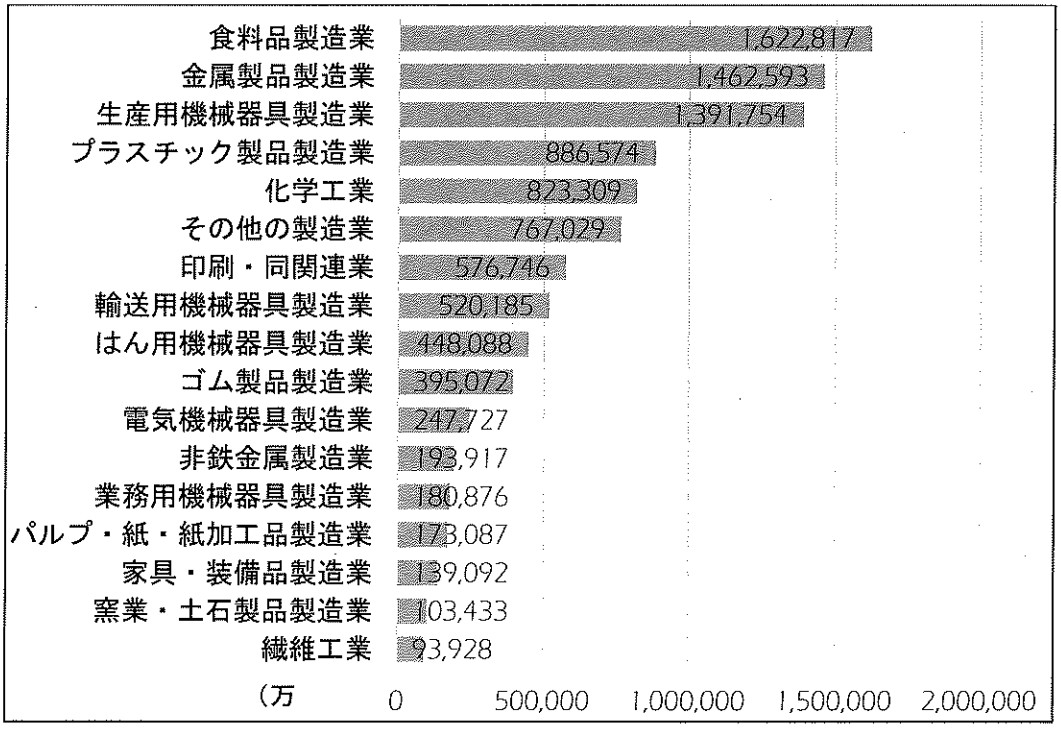
【表：工業の推移】

年次	事業所数			従業員数	製造品出荷額等
	総　数	30人以上	29人以下	(人)	(万円)
平成22年	187	30	157	4,156	7,545,719
平成23年	未実施				
平成24年	184	26	158	3,824	7,186,917
平成25年	181	24	157	4,026	7,607,108
平成26年	179	23	156	4,346	7,358,580
平成27年	未実施				
平成28年	200	32	168	4,609	8,605,032
平成29年	178	26	152	4,514	8,232,194
平成30年	189	31	158	4,697	8,900,763
令和元年	188	32	156	4,746	9,234,396
令和２年	181	32	149	4,632	10,169,522

＊従業員３人以下の事業所は含まない　　資料：工業統計調査

（平成 28 年は経済センサス－活動調査。調査基準日は平成 26 年までは各年 12 月 31 日現在、平成 28 年は７月１日現在、平成 29 年以降は６月１日現在）

【図：業種別製造品出荷額等】



資料：工業統計調査（令和２年６月１日現在）

(3) 商業

吉川市の商業については、平成11年以降は商店数が年々減少傾向にありましたが、平成28年には小売業を中心に増加に転じています。商店の構成としては、平成24年に小売業が75%を下回ったものの、平成28年には再度75%を上回りました。

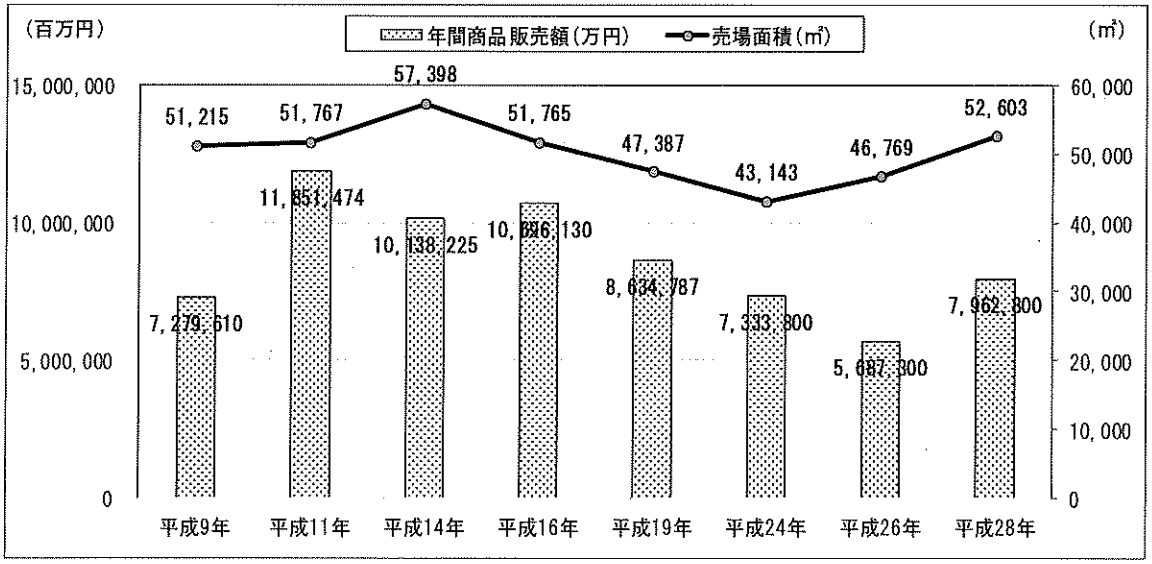
また、従業員数、売場面積についても、一時期は減少傾向にあったものの、美南地区の店舗の開業等により近年は再び増加しています。

【表：商業の推移】

区分 年次	商店数(件)			従業員数 (人)	年間商品販売額 (万円)	売場面積 (㎡)
	総数	卸売業	小売業			
平成9年	478	68	410	2,868	7,279,610	51,215
平成11年	523	101	422	3,903	11,851,474	51,767
平成14年	498	108	390	4,020	10,138,225	57,398
平成16年	413	96	317	3,754	10,696,130	51,765
平成19年	403	82	321	3,387	8,634,787	47,387
平成24年	295	76	219	2,841	7,333,800	43,143
平成26年	284	73	211	2,425	5,687,300	46,769
平成28年	320	73	247	3,302	7,962,800	52,603

資料：商業統計調査(平成11・16・26年は7月1日現在、平成9・14・19年は6月1日現在)、
経済センサス－活動調査（平成24年は2月1日現在、平成28年は7月1日現在）

【図：年間商品販売額、売場面積の推移】



3．土地利用

(1) 地目別土地面積の推移

吉川市の地目別土地利用をみると、農地（田＋畑）が約４割、宅地が約２割となっています。過去５年間の地目別土地面積の推移をみると、農地（田＋畑）は減少傾向であり、「宅地」、「雑種地」の面積は増加傾向となっています。

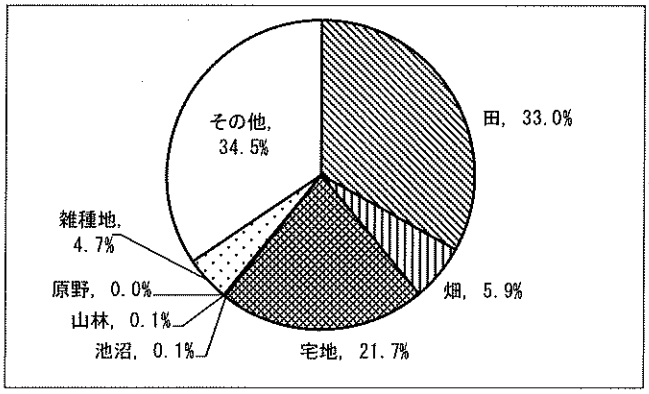
【表：地目別土地面積の推移】

単位：ha

年次	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成28年	3,166	1,102	192	672	2	4	1	136	1,057
平成29年	3,166	1,097	191	678	2	4	1	136	1,057
平成30年	3,166	1,052	189	682	2	4	1	142	1,094
令和元年	3,166	1,048	188	684	2	4	1	147	1,092
令和２年	3,166	1,044	188	687	2	4	1	149	1,091
%	100%	33.0%	5.9%	21.7%	0.1%	0.1%	0.0%	4.7%	34.5%

資料：市 課税課調べ（各年１月１日現在）

【図：地目別土地面積（令和２年１月１日現在）】



(2) 農地転用面積の推移

過去5年間の農地転用状況をみると、年平均で約8.8ha程度の農地が転用されています。過去5年間の農地転用件数と面積は644件、約44.0haであり、そのうち住宅用地への転用が371件、約14.0haとなっています。また、「倉庫」の面積が大きくなっています。

【表：用途別農地転用状況】

単位：㎡

年次 / 用途	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
総数	110	102,803	121	68,242	185	102,775	114	74,272	114	92,391
住宅	69	32,099	90	30,152	73	16,653	57	22,470	65	28,505
貸家	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
共同住宅	2	993	5	2,254	3	1,747	3	2,467	4	2,852
店舗	7	8,109	－	－	－	－	3	3,280	－	－
倉庫	1	941	2	9,336	1	756	－	－	1	22,832
工場	－	－	－	－	－	－	1	946	1	2,309
道路	－	－	－	－	2	588	－	－	－	－
公共施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
農業施設	2	672	－	－	－	－	1	153	2	1,101
駐車場	12	20,235	16	20,435	98	76,985	30	24,593	25	18,480
保健施設等	3	14,056	－	－	2	1,650	3	3,883	1	2,573
その他	14	25,698	8	6,065	6	4,396	16	16,480	15	13,739

資料：市 農業委員会調べ（各年12月31日現在）

(3) 都市計画の指定状況

吉川市は、市行政区域全域が越谷都市計画区域に含まれて区域区分されています。市街化区域面積は749ha（23.7%）、市街化調整区域は2,417ha（76.3%）となっています。用途地域は748.7haが指定されており、住居系用途地域が80.2%、商業系用途地域が4.7%、工業系用途地域が15.1%となっており、住宅を中心とした用途地域の構成となっています。

【表：用途地域の指定状況】

用途地域	面積(ha)	割合(%)
第一種低層住居専用地域	約221.7	約29.6
第二種低層住居専用地域	約10.0	約1.3
第一種中高層住居専用地域	約114.8	約15.3
第二種中高層住居専用地域	約85.7	約11.5
第一種住居地域	約87.9	約11.8
第二種住居地域	約28.0	約3.7
準住居地域	約37.6	約5.0
近隣商業地域	約33.9	約4.5
商業地域	約8.5	約1.1
準工業地域	約35.6	約4.8
工業地域	約36.3	約4.9
工業専用地域	約48.7	約6.5
合計	約748.7	100

資料：市 都市計画課調べ（令和3年4月1日現在）

社会動向

1．新型コロナウイルス感染症の教訓

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済社会システムに大きな影響を与えるとともに、多くの課題を浮き彫りにしています。令和２年７月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2020」では、課題としてデジタル化・オンライン化の遅れ、都市過密・一極集中のリスク、非正規雇用者やフリーランス、中小・小規模事業者の苦境などを挙げています。また、自治体行政運営においても同じく、デジタル化、住民ニーズの把握、情報発信といった場面で、多くの課題に直面することとなりました。

今後は、引き続き感染拡大防止への対応を図りながら、コロナ後の経済社会を見据えた対応が必要となり、国は上述の基本方針においても、「ポストコロナ時代の新しい未来」として、①個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会、②誰ひとり取り残されることなく生きがいを感じることのできる包摂的な社会、③国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国という３つが実現した社会を「『新たな日常』を通じた「質」の高い経済社会」とし、その実現を新たな経済社会の姿の基本的方向性としています。

2．少子化・高齢化の進展

日本の総人口は、令和元年 10 月現在、１億 2,617 万７千人で、９年連続で減少しています。年齢階層別にみますと、15 歳未満の年少人口が前年に比べ▲20 万４千人減少し、1,521 万人、15 歳～64 歳の生産年齢人口も前年に比べ▲37 万９千人減少し、7,507 万２千人となりいずれも過去最低となりました。

一方、65 歳以上の高齢者人口は、前年に比べ 30 万７千人増加し、3,588 万５千人となり、過去最高となっています。このうち、75 歳以上人口は 1,849 万人です。高齢者人口の総人口に占める割合は、昭和 25 年（1950 年）以降上昇し続け、28.4%、75 歳以上人口では、14.7%となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所が平成 27 年国勢調査を基に推計した将来推計人口によると、年少人口は、令和 14 年に 1,300 万人を下回る見込みとなっており、65 歳以上の高齢者人口は、令和 24 年に 3,935 万人となり、総人口に占める高齢者の割合がピークを迎える見込みとなっています。

３．ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）

「ＳＤＧｓ（エスディージーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。ＳＤＧｓは、平成27年（2015年）9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、先進国と発展途上国がともに取組むべき国際社会共通の普遍的な目標であり、令和12年（2030年）を期限としています。

ＳＤＧｓは、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むもので、具体的には、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴール（目標）と169のターゲット、232のインディケーター（指標）が設定された三層構造となって示されています。



４．共生社会の実現

「共生」という言葉は、特に障がい者福祉の分野で使われてきた言葉で、平成25年に公布（平成28年施行）された障害者差別解消法においても「共生する社会の実現」が掲げられています。また、職場環境をはじめとする様々な場面において、性的指向や性自認等を理由とする偏見や人権侵害をなくし、多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会の構築が重要となります。近年では、多文化共生やインクルーシブ教育といった社会包摂性が特に必要となる分野で、「共生」が用いられ、様々な行政課題に対する検討の場面において、重要な視点となっています。

改定資料

策定経過

年月日	経過内容
令和３年　４月　５日　～　16日	産業振興会議委員の意見聴取
６月　１日　～　８日	庁内関係部署の意見聴取
６月　29日	第１回吉川市産業振興会議の開催
10月　11日	第１回吉川市産業振興計画庁内調整会議
11月　５日	第２回吉川市産業振興計画庁内調整会議
11月　17日	第２回吉川市産業振興会議の開催
11月　24日	政策会議　経過報告
12月　15日	吉川市商工対策審議会へ諮問
令和４年　１月　21日　～２月　21日	パブリック・コメントの実施
３月　11日	吉川市商工対策審議会より答申
３月　14日	吉川市産業振興計画（改定）市長決裁

改訂履歴

版数	策定・改定日	改定履歴（主な内容）
初　版	平成30年11月	●策定
第２版	令和　４年　３月	●第６次吉川市総合振興計画の策定に併せた計画期間の設定 ●「SDGs（持続可能な開発目標）」、「Society5.0」、「多様性」、などの新たな要素を盛り込み改定

吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例

（目的）

第１条　この条例は、本市の産業振興に関し、基本理念及び施策の基本的方針を定めること等により、産業振興施策を総合的に推進し、もって本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者　営利非営利を問わず、市内において事業を営む法人、団体及び個人をいう。

(2) 勤労者　市内に在勤する者をいう。

(3) 市民　市内に在住し、又は在学する者をいう。

(4) 産業経済団体　事業者によって組織された産業振興等を目的とする団体をいう。

(5) 学校　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で市内に所在するものをいう。

(6) 協働　異なる主体が、課題を解決するために目的意識を共有し、相互の立場及び特性を認識し、及び尊重しながら共通の目標に向かって取組を行うことをいう。

（基本理念）

第３条　事業者、勤労者、市民及び市は、協働に基づいた産業振興施策により、本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上を目指したまちづくりを推進する。

（基本的方針）

第４条　産業振興施策の基本的方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) 農商工業用地の確保、整備及び保全、新規参入の可能な環境整備、道路網の整備等を推進することにより市内産業基盤の整備を図ること。

(2) 起業及び創業を推進するとともに、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等（以下「若者等」という。）の活躍できる場の創出等新しい挑戦を推進することにより市内産業の活性化を図ること。

(3) 事業後継者の計画的な育成、円満な事業売却及び合併等による事業者の円滑な事業承継を推進することにより持続的な雇用及び産業の発展を図ること。

(4) 事業者の情報発信及び交流、融資制度の拡充、農商工の事業連携、新商品の開発、販路の拡大等により事業者の経営基盤の強化を図ること。

(5) 雇用及び就労への支援により事業者の人材確保を推進し、並びにワークライフバランスの推進等をすることにより若者等多様な勤労者がその能力を最大限に発揮できる環境を目指すこと。

(6) 職住近接を推進することにより市内経済循環の活性化及び地域の活力向上を図ること。

(7) 産業経済団体と市の連携の強化を図ることにより地域の活性化を図ること。

(8) 地域ブランドの創造、販売網の整備等を推進することにより市外との経済循環を活性化すること。

(9) 市内観光資源の開発及び活用による観光基盤整備を推進し、並びに市と事業者との協働イベント、新商品開発等を推進することにより経済の活性化を図ること。

(10) 災害時における相互協力の推進等を通し、危機管理体制の強化を図ること。

(11) 環境負荷を低減する新エネルギーへの転換を推進することにより持続可能な社会の実現を目指すこと。

(12) 産業を通した子どもへの教育を推進することにより次世代の地域産業を担う人材の育成を図ること。

(13) 市民への情報提供を通し、この条例の基本理念の理解を図ることにより協働によ

る産業振興施策を推進すること。
(14) 産業を通したシティプロモーションを行うことにより市民の郷土愛を育むこと。
（市の責務）
第５条　市は、前条の基本的方針を総合的かつ計画的に推進するため、必要な調査、研究及び施策の立案を行い、財政上の措置を講ずる。
２　市は、吉川市総合振興計画等に基づく施策と産業振興施策の整合を図る。
３　市は、国、都道府県その他の関係機関の取組についての情報収集に努める。
４　市は、事業者、勤労者、市民及び市による意見交換の場を設けるよう努める。
５　市は、産業振興施策について、事業者、勤労者及び市民に情報提供を行い、理解を得るよう努める。
（事業者の責務）
第６条　事業者は、経済的又は社会的な環境の変化に対応して、自主的に事業活動の維持及び発展に努める。
２　事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、雇用環境の充実及び円滑な事業承継を図り、勤労者の生活を保障するとともに、高い士気のもとに、勤労者の自発性が発揮される環境を確立するよう努める。
３　事業者は、産業経済団体に加入するよう努めるとともに、産業経済団体が行う活動に協力し、事業者間の連携を推進することで市内経済循環を活性化するよう努める。
４　事業者は、この条例の基本理念を理解し、市内産業及びまちづくりの発展のため、産業振興施策への協力に努める。
５　事業者は、地域社会を構成する一員としての責任を認識し、持続可能で豊かな地域社会の実現に貢献し、勤労者及び市民の幸福実感を向上させるよう努める。
（勤労者の役割）
第７条　勤労者は、この条例の基本理念を理解し、市内産業及びまちづくりの発展のため、産業振興施策への協力に努める。
２　勤労者は、自身の知識及び技能が市内産業を支えていることを理解し、勤労を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。
３　勤労者は、消費者としての行動が市内産業に与える影響を理解し、その消費行動を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。
（市民の理解及び協力）
第８条　市民は、この条例の基本理念を理解し、市内産業及びまちづくりの発展のため、産業振興施策への協力に努める。
２　市民は、市の歴史、文化及び産業について理解を深め、主体的にまちづくりに参加するよう努める。
３　市民は、消費者としての行動が市内産業に与える影響を理解し、その消費行動を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。
（学校の役割）
第９条　学校は、次世代の地域産業を担う人材の育成のため、この条例に基づく産業振興施策に協力するよう努める。
２　学校は、市の歴史、文化及び産業についての理解を深めるための事業を実施するよう努める。
（産業振興計画）
第１０条　市長は、産業振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、産業振興に関する計画（以下「産業振興計画」という。）を策定するものとする。
２　産業振興計画は、第３条に規定する基本理念及び第４条各号に掲げる基本的方針を踏まえたものでなければならない。
３　市長は、産業振興計画の策定、変更又は評価をするに当たっては、事業者、勤労者、市民、有識者等の意見を聴かなければならない。

4　市長は、産業振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
5　前項の規定は、産業振興計画の変更について準用する。
（委任）
第１１条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

吉川市商工対策審議会条例

(設置)

第１条　本市の商工業の振興を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の４第３項の規定に基づき吉川市商工対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第２条　審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項の調査及び審議をする。

(1)　商工団体の育成及び振興に関すること。

(2)　商工の環境整備に関すること。

(3)　商工業の経営及び金融に関すること。

(4)　商工業の雇用に関すること。

(5)　商工観光事業に関すること。

(6)　大型店出店に関すること。

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第３条　審議会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　市議会議員

(2)　商工業者を代表する者

(3)　学識経験者

(4)　消費者

(委員)

第４条　委員の任期は２年とし、再任されることを妨げない。ただし、その職にあるため委員となった者の任期は、その在職期間中とする。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第５条　審議会に会長及び副会長２人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の３分の２以上で決する。

(関係者の出席)

第７条　会長は、調査審議のため関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第８条　審議会の庶務は、産業振興部商工課において所掌する。

(委任)

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 57 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成７年条例第 27 号)

この条例は、平成８年１月１日から施行する。

附　則(平成８年条例第 46 号)抄

(施行期日)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附　則(平成12年条例第25号)抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成13年条例第22号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附　則(平成18年条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成30年3月15日条例第10号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成30年4月1日から施行する。

産業振興会議設置規則

（設置）
第１条　市は、吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例（平成30年吉川市条例第12号。以下「条例」という。）第10条第３項の規定に基づき、産業振興計画の策定、変更又は評価その他産業振興に関し広く意見を聴くため、吉川市産業振興会議（以下「会議」という。）を設置する。
（定義）
第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。
（所掌事務）
第３条　会議は、市長からの依頼に応じ、次に掲げる事項について、意見を述べる。
（１）　産業振興計画の案に関すること。
（２）　産業振興計画の変更又は評価に関すること。
（３）　前２号に掲げるもののほか、産業振興に関すること。
（組織）
第４条　会議は、委員20人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
（１）　産業経済に関する有識者又は実務経験者
（２）　金融に関する有識者又は実務経験者
（３）　産業振興部長
（４）　前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
３　委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までの範囲内で市長が定める。ただし、再任を妨げない。
４　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　会議に会長及び副会長１名を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（招集）
第６条　会議は、市長が招集する。
（関係者の出席）
第７条　市長又は会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第８条　会議の庶務は、産業振興部商工課において処理する。
（その他）
第９条　この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
附　則
この規則は、平成30年５月17日から施行する。
附　則
（施工期日）
１　この規則は、令和３年２月４日から施行する。
（適用区分）
２　改正後の第４条第３項の規定は、この規則の施行の日後に委嘱され、又は任命される委員に適用する。

吉川市産業振興計画庁内調整会議設置要綱

（設置）

第１条　吉川市産業振興計画（以下「計画」という。）の改定に当たり、関係機関が連携して施策及び事業の調整を行い、産業振興に関連する各種計画との整合性を図るため、吉川市産業振興計画庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画に関する施策及び事業の調整に関すること。

(2) 産業振興に関連する各種計画との整合に関すること。

(3) 産業振興を推進するための情報及び課題の共有に関すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、調整会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　調整会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は産業振興部商工課長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　調整会議の会議は会長が招集し、その議長となる。

２　会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めて意見等を聴くことができる。

（庶務）

第５条　調整会議の庶務は、産業振興部商工課において処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和３年９月10日から施行する。

別表（第３条関係）

所属及び職名
政策室広聴広報担当副主幹
市民生活部危機管理課危機管理担当副主幹
産業振興部農政課農政係長
産業振興部商工課消費労政係長
産業振興部商工課商工観光係長
都市整備部都市計画課都市計画担当副主幹
教育委員会事務局教育部学校教育課学校支援担当副主幹



namarin
yoshikawa city

吉川市産業振興計画

初　版　　平成 30 年　11 月
第2版　　令和　4 年　　3 月
発　行　　埼玉県吉川市 産業振興部 商工課
〒342-8501
吉川市きよみ野一丁目 1 番地
048-982-9697（直通）
http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/

なまずの里 吉川